



昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

令和4年7月1日
第282号

発行責任者 支部長 佐藤 彰 洋
編集責任者 副支部長 土屋 広 高
発行所 名古屋税理士会昭和支部
印刷所 共生印刷株式会社



涼を求めて

と き こ え 時間の声

最近「メタバース」という言葉をよく耳にするようになりました。Facebook社が社名を「Meta」に改名したことも一役買っているかもしれません。メタバースとは、簡単に言うとインターネット上の仮想空間（バーチャルリアリティ）の中の世界のことを指します。映画「マトリックス」を見たことがある方は、想像しやすいかもしれません。

では、今メタバース上では何が行われているのでしょうか。一例を挙げると、土地の売買が行われています。現実の土地ではなくメタバース内での土地です。これが投資の対象となり、中には数十倍に急騰した土地などもあるようです。もし、いずれ人間が仮想現実の世界で生きていくことになるのであれば、今のうちに買っておいの方が良いかもしれません。

こんなことを言うと、ありえないと思う方もいる

でしょう。そんな方は、「ムーンショット目標」という言葉をインターネットで調べてみてください。そうすると、内閣府のホームページに辿り着きます。そこには、ムーンショット目標とは、「2050年までに、人が身体、脳、空間、時間の制約から解放された社会を実現」と書かれています。これだけ読んでもちょっと意味が分かりませんよね。では、どうやって身体、脳、空間、時間の制約から解放されるのでしょうか。考えられるのは、人間をデータ化してしまうことです。記憶などをデータ化し仮想空間にアップロードする技術が開発されれば、制約からの解放が実現できます。まさに、マトリックスの世界ですね。

近い将来、税理士は仮想空間内の税務署に、確定申告書を提出する日が来るのかもしれません。

(赤堀 智信)

第64回定期総会開催される

各議案 原案通り承認可決



令和4年5月19日(木)名古屋市公会堂において第64回定期総会が開催され、来賓として昭和税務署、名古屋税理士会、名古屋税理士協同組合よりご臨席を賜りました。

会員総数498名(令和4年5月2日通知日現在)、うち出席者47名、委任状の提出によるもの243名、計290名の出席を認め、支部規約第28条に基づき定期総会は適法に成立いたしました。

鈴木寿枝副支部長が司会を務め、庭瀬千明副支部長の開会の辞により幕を開けた本総会は、後藤基文会員を議長に指名して議案審議が行われました。

なお、議事録署名人には、加藤清和・赤堀智信会員の2名が議長により指名されました。

第1号議案 令和3年度事業報告書、令和3年度貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録及び収支計算書承認の件

第2号議案 令和4年度事業計画決定の件

第3号議案 令和4年度予算決定の件

以上、第1号議案から第3号議案まで各担当副支部長より詳細な説明があり、慎重な審議の結果、

第1号から第3号の各議案について賛成多数で承認可決されました。

議案審議を終え、引続き表彰細則に基づく表彰が行われました。今年度は、表彰細則第3条第1項第2号により、多年にわたる税理士業界の発展に尽くされた功績により旭日小綬章を受賞された小川令持会員が表彰されました。また、表彰細則第3条第1項第3号による永年勤続職員表彰に、星加雅伸税理士事務所の職員、松本栄子様と築山吉子様のご推薦があったことの報告がありました。

総会にご臨席賜った来賓を代表して、昭和税務署署長 岡直人氏、名古屋税理士会会長 尾崎秀明氏(代理 田口紀子氏)、名古屋税理士協同組合理事長 鈴木朋宏氏(代理 水野博信氏)から、それぞれ丁寧なご祝辞を賜りました。

最後に森宏之副支部長の閉会の辞により総会を無事終了しました。

(総務部)



旭日小綬章受章記念特別寄稿



令和4年春の叙勲・褒章受章者が4月29日に発表され、小川令持会員が旭日小綬章を受章されました。受章を記念して特別寄稿を掲載させていただきます。

この春、因らずも旭日小綬章叙勲の栄誉に浴しましたこと光栄の極みであります。これも偏に皆様のご支援ご訓導の賜物と心より感謝申し上げます。

さて、支部から叙勲について、また平成25年秋に藍綬褒章を受章しておりますのでそれについても説明せよとのご依頼がありましたので皆様への御礼も兼ねて若干のご説明をさせていただきます。

叙勲と褒章の違いについて、いずれも天皇の栄典に関する国事行為として、憲法に定められて制度として変遷はしてきたものの大きな違いは無いといわれており、いずれにも大日本国璽が押されています。ただ、勲記または褒章の記の記載は次の違いがあります。

「勲記」【日本国天皇は小川令持に旭日小綬章を授与する 皇居において璽をおさせる】

「褒章の記」【日本国天皇は小川令持に多年税理士として周到綿密よく職務を遂行したことについて藍綬褒章を授与する】

また、憲法第十四条に、「いかなる特権も伴わない」とありますのでその通りです。

税理士の場合は、国税庁→財務省→内閣の進達なので、その伝達もいわばその逆のルートで参ります。本来であれば東京の三田にある共用会議所で配偶者とともに伝達を受け、皇居で天皇陛下に拝謁、お言葉を賜りますが、今回は近年のコロナ過で、国税局長自らが我が家へお届けいただけました。

叙勲、褒章をいただくということは、やはりこれまでの人生は間違っていなかったという気持ちと、果たしてそれに値する仕事をしてきたのかという反省とが去来するものです。ただ、家族や孫たちから少し尊敬の目で見られることもあるのかなとも思います。

はじまりの時間



昭和6班

塩津 啓太

名古屋税理士会昭和支部の皆さま、初めまして。2022年3月に登録いたしました、塩津啓太（しおつけた）と申します。

2018年末まで、中村区の税理士法人山田アンドパートナーズの所属税理士として約8年間勤務しておりましたが、2019年より一般企業へ転職したため、税理士登録を抹消しておりました。この度、税理士業務を再開するため、再登録させていただきます。

山田アンドパートナーズの所属税理士だった頃は、主に個人のお客さま向けに、相続対策、事業承継コンサルティングを担当しておりました。お客さまの大切な資産を守り、次世代への承継をサポートさせていただくことで、お客さまとの信頼関係が深まっていくことにやりがいを感じ、多くの貴重な経験も積むことができました。

その後は、自分の見識を広めるため、新しい環境に挑戦したいと考え、一般企業に転職いたしました。インフラ企業で、新規事業開発を担当しておりますが、変化の激しい事業環境の中で、自社がすべきことを把握し、全社を動かしていく経験は、自分を大きく成長させてくれております。

今後は、これまでの経験を活かし、「信頼」をキーワードに、お客さまにとって、長くお付き合いできる税理士となれるように努めてまいります。

しばらくは、一般企業での勤務も継続するため、皆さまとお会いする機会は少ないかと思いますが、できるだけ昭和支部の活動にも参加したいと思っておりますので、何卒ご指導ご鞭撻のほど、よろしく願いいたします。

6月支部研修

(令和4年6月9日開催)

『令和4年度税制改正の実務ポイント』

講師：名古屋税理士会 調査研究部 副部長
税理士 飯田哲也 氏 (熱田支部)



6月9日に税理士 飯田哲也氏をお招きし、令和4年度税制改正をテーマとした研修会が行われました。研修資料として4月26日に配信されたマルチメディア研修で税理士 長谷川敏也氏が同テーマで研修された際のレジュメを使ってお話をいただきました。レジュメでは27項目の税制改正が挙げられていますが、講師は「所得拡大促進税制」「住宅ローン控除」「住宅取得資金の贈与」について主に説明されました。研修会資料は名古屋税理士会昭和支部のホームページのMembers内の「支部例会・研修会資料」からダウンロードいただけます。

なお、次回7月以降の月例集会及び研修会につきまして、研修会の開始時間に変更となります。研修会の開始時刻が13時30分となり、月例集会は研修会終了後の開始となりますので、ご留意ください。次回以降もご来場での参加に加え、Zoomウェビナーを通じ同時中継配信(ライブ配信)を行いますので、是非ご利用ください。

令和4年度税制改正大綱「基本的考え方」

税制改正を理解する上で、税制の大きな方向性、動機付けを把握することは非常に重要である。

- ・ 賃上げ、マルチステイクホルダーに配慮した経営を行う企業に対する税制強化
- ・ スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを促進する税制の構築
- ・ 新たなビジネス・産業の創出、既存企業の事業革新を促し、付加価値の向上につなげる

1. 賃上げ促進税制の改組・拡充

- ・ 税額控除率の上乗せ

2. 特定税額控除規定の不適用措置の見直し(ムチ税制)

- ・ 収益が拡大しているにもかかわらず、賃上げも投資に消極的な大企業に対する特定税額控除の不適用措置が強化

3. オープンイノベーション促進税制の見直し

- ・ 取得株式の保有期間要件の短縮
- ・ 一定要件を満たすベンチャー企業の設立経過年数拡大

4. 5G導入促進税制の見直し

- ・ インセンティブ付けのため税額控除率を段階的に引き下げ

5. 国庫補助金等の圧縮記帳(先行取得の場合の明確化)

- ・ 法令によらず通達によって行われていた先行取得に係る圧縮記帳の取扱いを法令に定める

6. 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し(貸付用資産の除外)

- ・ 制度の対象とされている少額減価償却資産から貸付けの用に供した資産を除外

7. 完全子法人株式等及び関連法人株式等の配当に係る源泉徴収の見直し

- ・ 一定の内国法人が支払いを受ける完全子法人株式等に該当する株式等に係る配当等及び関連法人株式等に係る配当等については所得税を課さない

8. 資本の払戻しにおける払戻等対応資本金額等とみなし配当の計算の見直し

- ・ 資本の払戻しにおける払戻等対応資本金額等は、減少した資本剰余金の額の上限とする
- ・ 種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合におけるみなし配当の額の計算における払戻等対応資本金額等は、その資本の払戻しに係る各種類資本金額を基礎として計算する

9. グループ通算制度の開始(令和4年4月1日以後開始事業年度)

- ・ 完全支配関係にある企業グループ内の各法人を納税単位とし、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、その中で損益通算等の調整を行う
- ・ グループ加入時の時価評価課税や繰越欠損金の切捨ての対象を縮小
- ・ 研究開発税制や外国税額控除等の取扱い、既存の連結納税グループ親会社の繰越欠損金の取扱いを維持

10. 大法人に対する法人事業税所得割の軽減税率について

- ・ 外形標準課税対象法人の年800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止

11. 住宅税制の見直し

- ・ 税額控除率の引き下げ

- ・控除期間の延長
 - ・適用対象の所得制限の引き下げ
12. 大口株主要件の見直し
- ・上場株式等の保有割合が3%未満であっても、同族会社である法人と合わせて3%以上の保有割合になる場合は、その上場株式等の配当等が総合課税の対象となる
13. 上場株式等（特定株式等）の配当所得等に係る課税方式の見直し
- ・個人住民税を所得税の課税方式と一致させる
14. 相続税と贈与税の一体化について
- ・資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向け検討(令和3年度税制改正大綱に引き続き)
15. 固定資産税の改正
- ・商業地等の課税標準額の増加額を抑制
 - ・省エネルギーの固定資産税減額の築年数要件を見直し
16. 所有者不明土地関係の税制改正と民事基本法の改正等
- ・相続登記等に対する登録免許税の免税措置の適用対象となる土地の区域の要件の廃止及び土地の価額の上限の引き上げ
 - ・不動産登記法の改正(所有者不明土地等関係)により新たな職権登記に係る非課税措置の創設
 - ・遺産分割長期(10年)未了状態のときは、画一的な法定相続分で簡明に遺産分割を行う仕組みを創設
17. 住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置の見直し
- ・非課税限度額「耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋1,000万円」「その他住宅用家屋500万円」
 - ・成年年齢の民法改正に伴い受贈者の年齢要件を18歳以上に引き下げ
18. 事業承継税制における所要の措置
- ・特例措置の要件である特例承継計画の提出期限を1年間延長
19. 消費税インボイス制度への移行について
- ・課税期間の途中から適格請求書発行事業者の登録を可能とする期間を延長
 - ・仕入明細書等による仕入税額控除を、売り手において課税資産の譲渡等に該当する場合のみに制限
 - ・免税事業者である期間において行った課税仕入れについて、適格請求書発行事業者から行ったものであるか否かにかかわらず、免税事業者が課税事業者となった初日の前日において有する棚卸資産に係る消費税額の全額について、仕入税額控除の適用可能
20. 個人住民税における「合計所得金額」の改正
- ・公的年金等控除の算定の基礎となる合計所得金額
- ・現年分離課税の退職所得を含まない
- ・扶養親族申告書及び給与支払報告書等、確定申告書における個人住民税に係る付記事項に、退職所得を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等が追加される
21. 財産債務調書制度の見直し
- ・提出義務者に総資産10億円以上(所得基準なし)である居住者が追加
 - ・提出期限を翌年の6月30日に延長
 - ・記載を省略可能とする少額財産債務の取得価額基準を引き上げる
22. 記帳水準向上のための過少申告加算税・無申告加算税の加重措置の整備
- ・通常課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額に当該申告漏れ等に係る所得税、法人税又は消費税の5%（不提示又は記載が著しく不十分である場合は10%）に相当する金額を加算する
23. 証拠書類のない簿外経費への対応策
- ・証拠書類がない場合には、所得税法及び法人税法において原則として必要経費や損金に算入しないこととする
24. 電子帳簿保存法の改正（電子取引に係るデータ保存に関する経過措置）
- ・電子取引に関わる電子データの保存義務化開始の2年延期
25. 納税地の変更届の提出不要
- ・個人事業主の納税地の異動に係る「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」の提出不要
26. 相続税に係る死亡届の情報等の通知
- ・税務署においては、相続税申告の対象となる被相続人の情報に加え、法定相続人に関する情報及び被相続人の所有不動産情報を入手
27. 税理士制度の見直し
- ・税理士の業務のICT化推進の明確化
 - ・税務代理における利便性の向上
 - ・事務所規定の見直し
 - ・受験資格要件の見直し
 - ・税理士法人の業務範囲拡充
 - ・懲戒逃れをする税理士への対応の強化
 - ・質問検査権の対象範囲の拡大
 - ・反面調査及び官公署への協力要請規定の創設
 - ・税理士法懲戒処分等の除斥期間の創設
 - ・33条の2に規定する書面の名称変更及び資産税用の様式制定

令和4年度行事予定表

担当区分		月別	4年4月	4年5月	4年6月	4年7月	4年8月	4年9月
総務部	正副支部長会		11日(第2月曜日) 事務局	19日(第3木曜日) 名古屋市公会堂(大)	9日(第2木曜日) 事務局	25日(第4月曜日) 事務局	22日(第4月曜日) 事務局	9日(第2金曜日) 事務局
	月例集会 (原則第2金曜日)		11日(第2月曜日) 名古屋市公会堂4F	19日(第3木曜日) 名古屋市公会堂(大)	9日(第2木曜日) 天白文化小劇場	25日(第4月曜日) メルパルクNAGOYA	休会	9日(第2金曜日) 瑞穂文化小劇場
	幹事会		19日(第3火曜日) 名古屋市公会堂4F					
	その他			19日(第3木曜日) 定期総会 名古屋市公会堂(大)		夏季懇話会 メルパルクNAGOYA 中止		
研修部	支部研修		11日(第2月曜日) 名古屋市公会堂4F		9日(第2木曜日) 天白文化小劇場	25日(第4月曜日) メルパルクNAGOYA		9日(第2金曜日) 瑞穂文化小劇場
広報部	編集会議		○ 事務局		○ 事務局		○ 事務局	
税務支援対策部	税務相談所			○ 指導業務 事務局	○ 指導業務 事務局	○ 指導業務 事務局	○ 指導業務 事務局	○ 指導業務 事務局
	運営委員会 及び 指導部長会		○ 無料相反省会 事務局	○ 部長会 事務局			○ 部長会 事務局	
厚生部					延期 支部研修旅行			
会計部			8日(第2金曜日) 会計監査 事務局		会費請求			
制度部					○ 事務局			○ 事務局
税務連絡協議会他				9日 税務連絡協議会		22日 税務連絡協議会		○ 税務連絡協議会
名古屋税理士会	総会 理事会			16日 理事会	20日 総会 名古屋観光ホテル			13日 理事会
	研修会等					統一研修会 名古屋…14日 岐阜…15日		特別研修会 名古屋…15日 岐阜…15日
	その他			9日 常務理事会	16日 協同組合総代会 東急ホテル	28日 日税連定期総会		1日 常務理事会

4年10月	4年11月	4年12月	5年1月	5年2月	5年3月	5年4月	5年5月	5年6月
14日(第2金曜日) 事務局	10日(第2木曜日) 事務局	9日(第2金曜日) 事務局	16日(第3月曜日) 事務局	7日(第2火曜日) 事務局	24日(第4金曜日) 事務局	11日(第2火曜日) 事務局	19日(第3金曜日) 名古屋観光ホテル	16日(第3金曜日) 事務局
14日(第2金曜日) 天白文化小劇場	10日(第2木曜日) 天白文化小劇場	9日(第2金曜日) 名古屋市公会堂	16日(第3月曜日) メルパルクNAGOYA	7日(第2火曜日) 名古屋市公会堂	休 会	11日(第2火曜日) 名古屋市公会堂	19日(第3金曜日) 名古屋観光ホテル	16日(第3金曜日) 名古屋市公会堂
		1日(第1木曜日) 名古屋観光ホテル				19日(第3水曜日) 名古屋観光ホテル		1日(第1木曜日) 名古屋観光ホテル
21日(第3金曜日) 顧問参加会 名古屋観光ホテル							19日(第3金曜日) 定期総会 名古屋観光ホテル	7日(第1水曜日) 合同部会 メルパルクNAGOYA
14日(第2金曜日) 天白文化小劇場	10日(第2木曜日) 天白文化小劇場	9日(第2金曜日) 名古屋市公会堂	16日(第3月曜日) メルパルクNAGOYA	7日(第2火曜日) 名古屋市公会堂		11日(第2火曜日) 名古屋市公会堂		16日(第3金曜日) 名古屋市公会堂
○ 事務局	13日 税を考える週間	○ 事務局		○ 事務局		○ 事務局		○ 事務局
○ 指導業務 事務局	○ 指導業務 事務局	○ 指導業務 事務局	○ 指導業務 事務局	○ 指導業務 事務局	○ 指導業務 事務局		○ 指導業務 事務局	○ 指導業務 事務局
○ 無料相打合 事務局	○ 無料相打合 事務局	○ 無料相割当・通知 事務局				○ 無料相反省会 事務局	○ 部長会 事務局	
○ 支部研修旅行			16日(第3月曜日) 新年懇親会 メルパルクNAGOYA					
		会計中間報告	会計予算 取りまとめ		○ 会計決算 事務局	7日(第1金曜日) 会計監査 事務局		会費請求
	○ 事務局							○ 事務局
	13日 税務連絡協議会 税を考える週間 街頭PR・税務相談		○ 税務連絡協議会				○ 税務連絡協議会	
		14日 理事会					18日 理事会	20日 総会 名古屋東急ホテル
統一研修会 名古屋…12日 岐阜…13日	統一研修会 名古屋…16日 岐阜…15日							
5日 常務理事会 7日 日税連公開研究討論会		5日 常務理事会	13日 新年賀詞交歓会 東急ホテル 12日 日税連賀詞交歓会	2日 常務理事会			9日 常務理事会	15日 協同組合総代会 名古屋東急ホテル



大西 慶一

私は週2回剣道の稽古をしています。新型コロナが出てからは道場も休みになることが多くなり、稽古も十分にすることができなくなりました。今年になってまん延防止等重点措置が解除されてからは順調に稽古もできるようになりましたが、面にはシールドをつけ、マスクをしなければならなくなりました。これからの時期はかなり息が苦しくなりそうです。

剣道は高校から始めましたが、大学卒業後は税理士を開業してから縁あって今の道場でお世話になっています。50代後半から体調の関係で稽古を休んでいましたが、手術や服薬のおかげで7年前から再開することが出来ました。

5年前に五段の段位審査を通り、今年は六段の段位審査を受ける資格を得ることが出来ます。剣道の場合、例えば三段が受かって四段の段位審査を受けるには3年、五段から六段を受けるには5年を経過しなければなりません。このように段位審査を受けるには、受ける段位から"1"引いた年数が必要になります。また、七段から八段を受けるには7年ではなく10年経過しなければなりません。初段から順調にいても30数年かかるので気の遠くなるような話です。しかも八段の合格率は1%と言われています。剣道は人生という感じです。

段位審査は五段までは県単位で、六段からは全国で行われます。もし六段の段位審査を受けることが出来たら全国から受けにくるので、どのような人と立ち会うのか楽しみです。

六段の段位審査は、4人で一組になり2人と1分ずつ対戦します。七段以上の審査員6人のうち4人以上が認めれば合格になります。わずか1分間に決めるのはかなり難しいことですが、剣道の場合、年齢順に対戦させてもらえるのでありがたいです。それでもいざ構える時の緊張は大変なもので、足がガタガタ震える気がします。

実技審査に合格すると、次は形の審査になります。形の審査は太刀7本目、小太刀3本目までであり、打太刀、仕太刀はその場で決められるので、どちらになってもいいように覚えていなければなりません。これも緊張の要因で、突然頭が真っ白になり失敗することがあります。そして着装・防具の付け方・竹刀の持ち方全てが審査の対象に

なっています。

ところで、剣道の試合で当たっているのになぜ一本にならないのだろうかという話をよく聞きます。心技体とか剣道では気剣体一致と言われており、気力・体捌き・竹刀の動きが一体になって打突しなければ有効打突になりません。ただ触っただけ、偶然当たっても有効打突にならず一本になりません。試合では審判が3人いますが、この点は瞬時に判断しています。

このような基準は高段者になればかなり厳しくなります。普段の稽古では、基本稽古で面・小手・胴で有効打突になるように稽古します。いつも注意されることは、一本一本気を込めて打つように言われます。基本稽古が終わると次は実践的な地稽古をします。地稽古ではお互い自由に自分の技を出し技術を磨きます。私はすり上げ面や小手などもよくしますが、一番稽古するのは、間を詰めて一足一刀の間合いから気合を入れて面を打ち込むことです。一足一刀の間合いは、私の場合は竹刀の中結ぐらいにしています。ちょっと近いような気もしますが、年齢的にこれくらいでないと届かなくなりました。この間に入るまでの駆け引きが良い緊張感で楽しいです。七段の先生との立ち合いの時はうまく間を詰めることが出来ず、いまだ満足のいく面が一度も当たっていません。今回はとっと思ってい打ち込むのですが、壁は厚いようです。今年中には達成したいと思っています。

稽古が終わってからの反省会は夕食の晩酌です。焼酎を飲みながら情景を思い浮かべて、こうしたらどうかとかこういう方法はどうかなど思考錯誤しています。いつまで続けられるかわかりませんが、ジムで筋トレなどして出来るだけ長く続けたいと思っています。もし剣道に興味を持たれましたら、試合や昇段審査を是非見てください。



同好会 だより ソフトボール同好会

昭和支部の先生方、支部には色々な同好会があることをご存じでしょうか？

ボーリング同好会、ゴルフ同好会、麻雀同好会などありますが、今回はソフトボール同好会をご紹介しますと思います。ソフトボール同好会なんて全く興味がない先生も最後まで読んでいただき、少しでも興味を持っていただけたら嬉しいです。

コロナ禍の影響で令和2年度は親睦ソフトボール大会は中止となり、もちろん練習も全て中止となりました。令和3年度は感染対策を万全にし、親睦ソフトボール大会は開催されましたが、練習は開催2ヶ月前から数回行った程度でぶっつけ本番でした。

この2年間は満身に練習を行うことが出来ませんでした。今年度は違います。5月23日(月)、今枝監督、赤堀キャプテンの体制で今年度のソフトボール同好会の練習がスタートしました。5月下旬のため、仕事が忙しい先生方が多く、練習参加者は9名と少なめでした。

基本、練習は原中学校のグラウンドで、平日の18時半～20時半の約2時間、月2～3回ペースで行っています。参加人数は10名～15名で、練習内容はキャッチボールから始まり、トスバッティング、フリーバッティング、守備練習などを行います。人数が集まったときは実践練習を兼ねて紅白戦を行う場合もあります。

大会で優勝するために厳しい練習をしている支部もありますが、昭和支部のモットーは「練習でも試合でも、楽しく怪我なく」です。10年以上前は『泣く子も黙る』昭和支部と恐れられていた時代もあったみたいですが、その時代に活躍した先生方は当たり前が高齢になってきました。ちなみに、私はちょうど10年前に同好会に参加したため、その最強軍団を知りませんが、武勇伝はよく聞かれています。

1試合でも多く大会で勝つことを目標にももちろん頑張って練習はしていますが、一番怖いのは何と言っても怪我です。多分、ソフトボール同好会に参加している先生方の中で一番怪我をしている

のが私ではないでしょうか。加入2年目には練習試合中に左肩を脱臼し、救急車で病院へ運ばれました。さらに、4・5年前には2年連続で右手中指を剥離骨折。このような経験から、運動不足解消で始めたソフトボールでは無理はしない、早い打球が飛んできたら捕らずに逃げることを覚えしました。

ここ数年で若い先生方が続々とソフトボール同好会に加入してくれていますが、まだまだ平均年齢は下がりませんし、人数も足りません。経験がなくても大丈夫です。ソフトボールや野球が好きの方、運動不足を解消したい方、他の先生方と親睦を深めたい方など、どんな理由でも大丈夫です。少しでも興味が湧いた先生は、支部例会などで監督である今枝清先生、キャプテンである赤堀智信先生、またはソフトボール同好会に参加している先生方に「ソフトボール同好会にちょっと興味があって」と気軽に声を掛けてください。声を掛ける先生が分からない場合は、支部例会の受付で「赤堀先生はいませんか？」と聞いてください。必ず赤堀キャプテンは受付近くにいますので。また、過去にソフトボール同好会に参加し、現在は幽霊部員の先生方もお待ちしております。さらに、女性の先生方も大歓迎です。現在は鈴木寿枝先生しかいませんので、まずは見学からでもいいので参加してみませんか？

最後になりますが、令和4年度の「名古屋税理士会 親睦ソフトボール大会」の概要です。

- 開催日** 令和4年9月23日(金・秋分の日)
順延日 令和4年11月3日(木・文化の日)
開催場所 各務原市総合運動公園ソフトボール場
主催 名古屋税理士会ソフトボール同好会連合会
目的 各支部ソフトボール同好会のソフトボールの試合を通じて、体力増強及び健康管理を行い、会員等相互の親睦を図る。

(河田 隆弘)

【5月の月例集会】

令和4年5月19日(木)13時30分より
名古屋市公会堂

(支部より連絡事項)

- 会計部：令和4年度支部会費請求について
- 研修部：今後の研修会予定について
- 厚生部：支部研修旅行について
- 総務部：月例案内のペーパーレス化について
今後の予定

【6月の月例集会】

令和4年6月9日(木)13時30分より
天白文化小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. インボイス制度について
2. e-Taxを利用した申告書等情報取得サービスの周知について
3. 納税証明オンライン請求の積極的な利用について
4. 令和4年分予定納税額通知書の送付について
5. 納税コールセンターにおける閉庁日催告の実施
6. 業務センターへの郵送等に関するお願いについて
7. 法人番号の利活用について

(支部より連絡事項)

- 会計部：令和4年度支部会費請求について
- 研修部：今後の研修会予定について
- 総務部：月例案内のペーパーレス化について
夏季懇話会中止、今後の例会日程
今後の予定

(研修内容)

- テーマ：「令和4年度税制改正の実務ポイント」
- 講師 名古屋税理士会 調査研究部
副部長 飯田哲也氏(熱田支部)

編集後記

今年は東海地方より先に関東が梅雨入りした。私は雨よりも蒸し蒸しジメジメが大の苦手。梅雨が明ければいよいよ蒸し暑い夏がやってくる。暑い季節になると髪を短く切ってさっぱりする方が多いと思いますが、くせ毛の私はいつも伸ばすことにしている。湿気で何ともならないので、縛るからである。髪型を楽しむくらいの時間と心の余裕が欲しい今日この頃です。

(上原 久子)

支部からのお知らせ

・会費納付のお知らせ

令和4年分の支部会費の納入期限は6月30日までです。まだ納入のお済みでない方は早期にお振込みください。なお、口座振替制度をご利用の方は7月7日(木)にご指定の銀行口座より振替させていただきますのでよろしくお願ひします。
※事務効率化のためできる限り口座振替制度をご利用下さい。

・7月月例集会及び研修会のご案内

日 時：令和4年7月25日(月)
13時30分より
場 所：メルパルクNAGOYA
テ ー マ：「100%グループ内合併の適格判定と繰越欠損金」
講 師：税理士 佐々木みちよ氏
※Zoom ウェビナーで同時配信予定
※夏季懇話会は中止します

・9月月例集会及び研修会のご案内

日 時：令和4年9月9日(金)
13時30分より
場 所：瑞穂文化小劇場
※Zoom ウェビナーで同時配信予定
※月例集会のご案内はメール配信システムも利用してご通知申し上げます
※今後も様々なご案内をメール配信システムでご案内する可能性がございますので、登録されていない会員の方は早急にご登録いただきますようお願い申し上げます。
尚、登録の方法がわからない場合は支部事務局までお問い合わせください。登録方法をご案内いたします。
※月例集会等に関しましては、体調に不安がある方等は出席を自粛し配信にて研修受講をお願いします。

・支部事務局夏季休暇

令和4年8月11日(木)～8月16日(火)